

令和8年 富士見町 告示

第 30 号

富士見町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

富士見町結婚新生活支援事業補助金交付要綱(令和4年富士見町告示第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和7年1月1日から令和8年3月31日」を「令和8年1月1日から令和9年3月31日」に改める。

第3条第1項中第6号を第7号とし、第5号ただし書を削り、同号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 夫婦共に町が指定する講座を受講していること。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、継続補助対象者には、同項第1号から第3号及び第6号の規定については、適用しない。

第6条を削る。

第7条第1項中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

様式第4号及び様式第5号を削り、様式第6号中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。